

手口を
知れば
大丈夫!

お年寄りの皆さん

撃退しよう! 悪質商法

被害にあわないための6か条

1 見知らぬ訪問者には注意して、家に入れない



2 知らない人の話し相手になったり、預貯金・年金・健康状態などのプライバシーは教えない



3 必要がなければ「いりません!」ときっぱり断る



4 その場で契約したり、お金を渡さず、落ち着いてよく考える



5 契約する前に、契約書や説明書をよく読む



6 家族や友人など信頼できる人に相談する



悪質商法の手口を紹介します

高齢者の3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」につけこみ、悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。

お金(年金や預金など)の不安をあおる

利殖商法

【誘いの手口】

「値上がり確実」、「必ず儲かる」、「年金のように毎月配当を受け取れる。また、人を紹介すればボーナスがもらえる」など儲かることを強調して勧誘する。

【主な商品等】

株、海外先物取引、オプション取引、投資話など



助言

セールストークを鵜呑みにしない。簡単に儲かる話はない。親しい人からの誘いでも、きっぱり断る。

還付金詐欺

【誘いの手口】

「医療費の還付をする」、「税金の払戻しをする」などと言って、ATMを操作させて、口座の預金をだましとる。

助言

公的機関は、還付金手続きを電話連絡したり、ATMを操作させることはありません。還付金手続きの電話があったら、ATMへ行く前に警察署へ相談を。



健康(病気やけがなど)の不安をあおる

点検商法

【誘いの手口】

「無料点検」といって訪問し、点検後に「布団にダニがいる」、「瓦がずれているので危険」、「床下の湿気がひどく、このままでは大変なことになる」などと不安をあおり、高額な商品や工事の契約をせまる。一度契約すると、次々と別の契約をせまる。

【主な商品等】

ふとん類、屋根や床下工事(床下換気扇、床下除湿剤等)など



助言

「無料点検」は口実。十分に警戒を。契約を急がせる業者は要注意。いらぬものは、きっぱり断る。

健康商法

【誘いの手口】

優しい言葉で近づき、話し相手になり、「血液がサラサラになる」「病気が治る」などと言って、健康食品や電気治療器等を購入させる。

助言

健康食品は薬ではないので、病気を治す効果は期待できません。販売員の大げさな説明や体験談などに惑わされないように!



孤独(話し相手がいないなど)の不安をあおる

不当請求

【誘いの手口】

- 心当たりのない会社などから通販代金やアダルトサイトの利用料などを請求してきて、すぐに払わないと裁判にすると脅す。
- 申し込んでもいない海外宝くじに当選したと嘘の文書を送り喜ばせておいて、手数料の支払いを要求する。

【主な商品等】

化粧品、ふとん類、海外宝くじなど



助言

根拠のある明細書の請求がなければ、相手にしない。

催眠商法

【誘いの手口】

「新商品を紹介する」などと言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料や格安で配り、高齢者と仲良くなり楽しく得した気分にして、最終的には高額な商品売りつける。

【主な商品等】

家庭用電気治療器具、ふとん類、健康食品など



助言

うまい話はない。安易について行かない。ただより高いものはない。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、クーリング・オフ制度を利用しましょう!

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、一定期間内(8日、ただし例外もあり)であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

(※クーリング・オフができる条件・期間など詳しくは消費生活相談窓口へ)

【はがき記入例】

クーリング・オフの効果

- *支払った金額は全額返金されます。
- *商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。

クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。
- 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領証と一緒に大切に保管しましょう。
- クレジット契約をしている場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。

※内容証明郵便で出す方法もあります。

住所	平成〇〇年〇月〇日	氏名	〇〇株式会社	代表者様
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日	商品名	〇〇株式会社	〇〇市〇〇町〇番地
書面受領日	平成〇〇年〇月〇日	契約金額	〇〇〇〇円	〇〇株式会社
販売会社名	〇〇株式会社	右記日付の契約は解除します。なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。		

あきらめないで!

事業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。あきらめないで相談してくださいね。

❖ ご家族、民生委員、介護ヘルパー、ご近所の皆さんへ ❖

まわりの方々の見守りが 高齢者の消費者被害を防ぎます

高齢者の方は、優しくされたり親切にされたりすると、まさか自分がだまされているとは気付きません。また、だまされたと分かって、「恥ずかしい」「だまされた自分が悪い」と自分を責め、誰にも相談しない場合が少なくありません。

高齢者の方に声をかけ、悪質商法・振り込め詐欺に気をつけ、被害にあったらすぐに相談するようお話しください。



おかしいな?と気付くポイントは

外出が増えた、電話を取るのを敬遠する、憂鬱そうな様子・お金に困っているような様子が見られる、見慣れない人物が出入りしている、見慣れないダンボール箱や新しい品物をみかけたなどです。

困った時は早めに相談しましょう

原則ご本人からですが、場合によってはご家族などからの相談もお受けします。

県民生活プラザ	消費生活相談	多重債務相談
中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	☎ (052) 962-5100
尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	☎ (0586) 71-5900
海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	☎ (0567) 24-2500
知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	☎ (0569) 23-3900
西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	☎ (0564) 27-0800
豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	☎ (0565) 34-6151
新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	☎ (0536) 23-8700
東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	☎ (0532) 52-7337

消費生活相談窓口（各市内在住在勤の方のみ）

名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185
豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101(代)

あなたの最寄りの消費生活相談窓口を記入しましょう。

